

福田呼松第 1 排水機場整備事業  
審査基準書

令和 7 年 4 月 2 3 日

倉敷市

## 目次

1 総則	1
(1) 優先交渉権者選定基準の位置付け	1
(2) 審査の基本的な考え方	1
(3) 審査体制	1
(4) 審査の流れ	2
2 審査の方法	3
(1) 審査方法	3
(2) 資格要件審査	3
(3) 提案審査	3
① 提案価格の確認	3
② 基礎審査	3
③ 定性的審査	4
④ 定量的審査	5
3 最優秀提案者の選定	6
4 優先交渉権者の決定及び公表	6

## 1 総則

### (1) 審査基準書の位置付け

この「福田呼松第1排水機場整備事業 審査基準書（以下「審査基準書」という。）」は、倉敷市（以下「本市」という。）が、福田呼松第1排水機場整備事業（以下「本事業」という。）の実施にあたって公募型プロポーザル方式により、本事業を実施する事業者（以下「優先交渉権者」という。）を選定するための決定方法及び提案審査における評価基準（以下「優先交渉権者選定基準」という。）を示すものとする。

### (2) 審査の基本的な考え方

本事業を実施する事業者には、本事業の設計・建設業務を通じて、ライフサイクルコストも含め効率的な施設整備の実施を求めるものとし、応募者の幅広い事業能力を総合的に評価することが必要となる。

したがって、事業者の選定にあたっては、応募者が募集要項に規定する応募に足る資格を有しており、かつ、応募者の提案内容が、設計・建設業務に関して、募集要項予備要求水準書に規定する要件（以下「要求水準」という。）を満足することを前提として、提案価格、提案内容を含む事業計画等について妥当性及び確実性を総合的に評価するものとする。

### (3) 審査体制

事業者の選定については、学識経験者等から構成する福田呼松第1排水機場整備事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置して行うものとする。

なお、審査に際しての選定委員会の役割は次のとおりとする。

- ① 優先交渉権者選定基準の決定
- ② 応募者からの提出書類の審査・評価
- ③ 最優秀提案者の選定（ヒアリングを含む。）
- ④ 本市への最優秀提案者選定の報告

本市は、選定委員会からの報告に基づき、優先交渉権者を決定するものとする。  
選定委員会の委員は次のとおりである。

表 1 選定委員会の委員

役職	区分	氏名	所属等
委員長	学識経験者	西村 伸一	岡山大学学術研究院 環境生命科学学域 教授
委員	学識経験者	吉川 夏樹	新潟大学 自然科学系（農学部） 教授
委員	学識経験者	兵頭 正浩	鳥取大学 農学部生命環境農学科 准教授
委員	行政	岡本 健武	倉敷市文化産業局農林水産部 副参事 兼 耕地水路課長
委員	行政	遠藤 久男	倉敷市建設局 建築部長

#### (4) 審査の流れ

審査の流れは、次のとおりである。

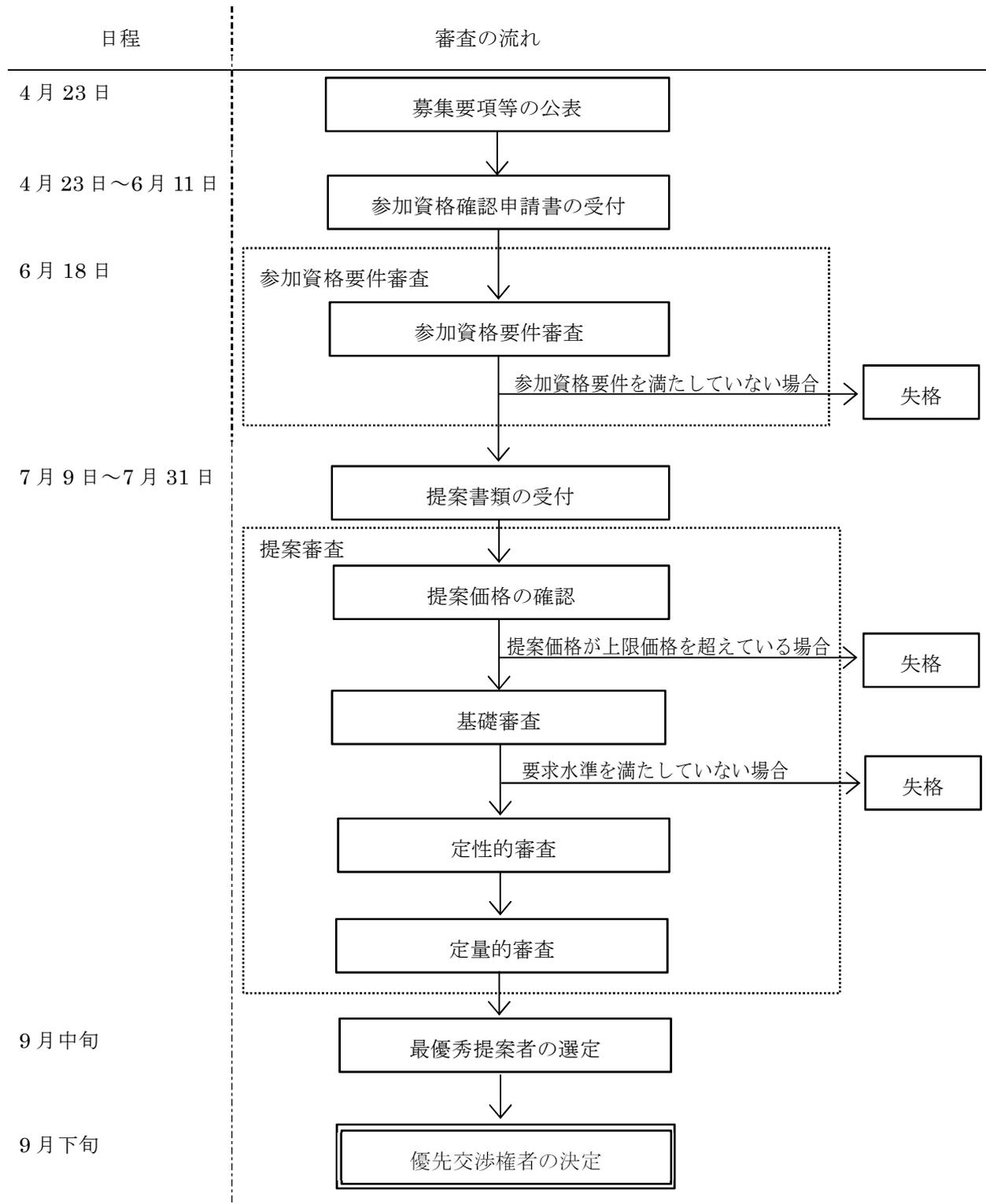


図1 募集要項等の公表から優先交渉権者の決定までの流れ

## 2 審査の方法

### (1) 審査方法

審査の方法は、「参加資格確認申請書」及び「提案書類」の内容を審査し、その審査結果を踏まえ、本市が優先交渉権者を決定するものとする。

審査は、二段階に分けて実施するものとし、参加資格の確認申請書類に基づき応募者の資格、実績等の事業遂行能力を評価する「資格審査」と、資格審査を通過した応募者の提出書類による提案内容等を審査する「提案審査」を実施する。

### (2) 資格要件審査

本市は、参加資格確認申請書（様式1-1～1-9）により、募集要項に記載の参加者の備えるべき応募者の参加資格要件（以下「参加資格要件」という。）を満たしていることを確認する。

参加資格要件審査は、参加資格確認申請書の受付日付けでの審査とする。

ただし、参加資格要件確認後、優先交渉権者の決定までの期間に、応募者が応募者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、原則として失格とする。

なお、優先交渉権者の決定意向、契約締結までの期間に、優先交渉権者の構成員が応募者の参加資格要件を欠くような辞退が生じた場合には、本市は契約を締結しないことができるものとする。

### (3) 提案審査

#### ① 提案価格の確認

価格提案書（様式A-4-1、A-4-2）に記載された提案価格が、本市が設定した上限価格を超えていないことを確認する。

提案価格が上限価格を超えている場合は失格とする。

#### ② 基礎審査

本市は、応募者から提出された提案書類（様式B-1～B-5）に記載された内容が、要求水準をすべて満たしているか否かを審査する。

要求水準をすべて満たしていることが認められた応募者は基礎審査について合格とし、要求水準を一つでも満たしていない場合は失格とする。

### ③ 定性的審査

基礎審査において、合格とした応募者の提案書類について定性的審査を行う。

#### (ア) 評価区分と配点

定性的審査においては、提案書類に記載された内容について、次に示す「表 2 定性的審査の評価区分と配点」に従って評価し得点化する。

表 2 定性的審査の評価区分と配点

評価区分	配点
実施方針・実施体制	15 点
設計に関する提案	30 点
施工計画に関する提案	30 点
その他の提案	5 点
合 計	80 点

#### (イ) 評価項目と評価内容

評価項目の具体的内容及び評価基準は次のとおりである。

表 3 評価項目の具体的内容及び評価基準

評価項目	評価内容	配点	
実施方針・実施体制	・地元経済への貢献（材料調達、地元企業の参画等）について、具体的な提案がある。	5	15
	・要求水準の内容を十分に理解した実施方針となっている。	2	
	・十分な経験・能力を有する企業や業務担当者を配置した実施体制となっている。	3	
	・予測される工程及び品質管理上のリスクへの対応策について、具体的な提案がある。	3	
	・施工後の保守や故障発生時などアフターケアに対する考え方が示されている。※	2	
設計に関する提案	・経済性（ライフサイクルコストの低減）・信頼性の向上及び操作性の容易化を考慮した施設整備計画となっている。	20	30
	・洪水、高潮、津波等による浸水被害の対策、耐水化性能について、具体的な提案がある。	10	
施工計画に関する提案	・新設する福田呼松第1水機場の仮設計画について、具体的な提案がある。	10	30
	・吐出樋管の設置に関して、道路部・堤防部の施工計画に関する具体的な提案がある。	10	
	・既設福田呼松第1排水機場の解体について、制限された敷地内での施工に関する留意点や、具体的な実施要領に関する提案がある。	10	
その他の提案	・その他特筆すべき創意工夫や新技術について具体的な提案がある。（例：カーボンニュートラルへの貢献、ポンプ設備診断システムの導入による傾向管理の充実化等）	5	5

※事業期間終了後の保守等に係る委託等を確約するものではない。

#### (ウ) 評価項目ごとの得点化方法

定性的審査では、評価項目ごとに次に示す「表 3 定性的審査の採点方法」に従い5段階により評価し、採点基準に基づき得点を算定するものとする。

表 4 定性的審査の採点方法

評価	評価内容	得点化方法※
A	特に優れている	配点×1.00
B	AとCの中間程度	配点×0.75
C	優れている	配点×0.50
D	CとEの中間程度	配点×0.25
E	要求水準は満たしているが、特に優れた提案はない	配点×0.00

※得点は小数点以下第3位を四捨五入

#### (エ) 定性的評価点の算定

応募者の定性的評価点は、次の算定式により算定するものとする。

算定式 【定性的評価の得点算定式】	
$\left( \begin{array}{l} \text{当該応募者の} \\ \text{定性的評価点} \end{array} \right)$	$= \frac{\sum (\text{各評価項目の配点} \times \text{評価基準})}{\text{委員人数 (5名)}}$

#### ④ 定量的審査

定量的審査においては、以下に示す算定式により定量的評価点を算出する。

定量的審査の配点は20点を上限とし、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで算出するものとする。

算定式 【定量的評価の得点算定式】	
$\left( \begin{array}{l} \text{当該応募者の} \\ \text{定量的評価点} \end{array} \right)$	$= 20 \text{点} \times \frac{\text{最低提案価格}}{\text{提示提案価格}}$

※最低提案価格とは、全ての提案価格の内、最も低い提案価格をいう。

※提示提案価格とは、当該応募者の提案価格をいう。

### 3 最優秀提案者の選定

選定委員会は、定性的評価点と定量的評価点の合計を総合評価点とし、総合評価点が最も高い応募者を最優秀提案者として選定する。

算定式 【総合評価点の算定式】		
$\left( \begin{array}{c} \text{当該応募者の} \\ \text{総合評価点} \\ \text{(満点：100点)} \end{array} \right)$	=	$\left( \begin{array}{c} \text{当該応募者の} \\ \text{定性的評価点} \\ \text{(満点：80点)} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{c} \text{当該応募者の} \\ \text{定量的評価点} \\ \text{(満点：20点)} \end{array} \right)$

なお、総合評価点が最も高い応募者が複数ある場合は、定性的評価点が最も高い応募者を最優秀提案者とする。

この場合において、定性的評価点が同点である応募者が複数あるときは、選定委員の投票により最優秀提案者を選定する。

### 4 優先交渉権者の決定及び公表

本市は、選定委員会の審査結果の報告を受けて、優先交渉権者を決定した場合、各応募者に個別に通知するとともに、倉敷市ホームページ上において公表する。

また、優先交渉権者選定基準に基づく審査結果の概要、審査講評についても併せて公表する。

なお、優先交渉権者との間で事業契約に関する協議が整わない場合には、本市は、次点交渉権者との間で事業契約に関する協議を行う。